

ビジネス伝送サービス利用規定（抜粋）

以下の条項を一部追加・変更いたします [下線部を追加・変更]

変更前	変更後
<p>第 2 条 利用申込</p> <p>2. 当社は、次の各号の事実⁵に該当するときは、申込を承諾しないものとします。</p> <p>(1) 申込者またはその関係会社(会社計算規則第 2 条第 3 項第 22 号に定める会社をいいます。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらの構成員、その他これらに準ずる者(暴力団準構成員を含むものとし、これらの者を以下、「暴力団等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p>	<p>第 2 条 利用申込</p> <p>2. 当社は、次の各号の事実⁵に該当するときは、申込を承諾しないものとします。</p> <p>(1) 申込者またはその関係会社(会社計算規則第 2 条第 3 項第 <u>25</u>号に定める会社をいいます。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらの構成員、その他これらに準ずる者(暴力団準構成員を含むものとし、これらの者を以下、「暴力団等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p>
<p>【特約事項なし】</p>	<p><u>【AnserDATAPORT に関する特約事項】</u></p> <p><u>株式会社 NTT データの提供する AnserDATAPORT（以下、「ADP」といいます。）に接続してビジネス伝送サービスを利用する場合には、ビジネス伝送サービス利用規定（以下、「利用規定」といいます。）に加え、AnserDATAPORT に関する特約事項（以下、「特約事項」といいます。）について確認し、同意したものととして取扱います。なお、特約事項に定めのない内容については、利用規定の内容が適用されるものとします。</u></p> <p><u>第 1 条 依頼受付サービスにおける本人確認</u></p> <p><u>利用規定第 6 条第 2 項およびその他契約書で定める「伝送内容連絡票」の送信は不要です。当社で受信したパスワード、ファイルアクセスキーが、あらかじめ契約者から届けられたものと一致したことをもって、当社は送信者を契約者とみなします。</u></p> <p><u>第 2 条 依頼受付サービスにおける依頼内容の確定</u></p> <p><u>利用規定第 6 条第 3 項およびその他契約書で定める「伝送内容連絡票」の</u></p>

送信は不要です。

契約者からの依頼データを当社が受信し、本特約事項第 1 条に定める本人確認の完了をもって、依頼内容が確定するものとします。また、あらかじめ照合データの利用を申込された場合、契約者は依頼データを送信後、取引内容（指定日、合計件数および合計金額、照合識別コード）の照合を行うためのデータ（以下、「照合データ」といいます。）を送信し、依頼データと照合データの合致の確認をもって当社が依頼内容を確定する取扱いとすることができます。

第 3 条 依頼内容の取消・変更

あらかじめ照合データの利用を申込した契約者においては、照合データを送信する前であれば、依頼データの取消・変更が可能です。変更前の依頼データを取り消した後、変更後の依頼データを再度送信のうえ、照合データを送信することで、当社は依頼内容を変更します。照合データを利用しないことを申込されている場合は、利用規定第 6 条第 1 1 項の定めに従い、取消・変更を行ってください。

第 4 条 依頼受付サービスのお取扱いができない場合

利用規定第 6 条第 1 0 項 (6)、(7) および (8) に定める依頼受付サービスのお取扱いができない場合に関し、以下の通り変更します。

(1) データ受信確認ができない場合

① 照合データを利用することをあらかじめ申込された場合

依頼データまたは照合データのうち、どちらか一方でも当社が受信を確認できなかったとき

② 照合データを利用しないことをあらかじめ申込された場合

依頼データの受信を確認できなかったとき

(2) データ不一致の場合

あらかじめ照合データ利用を申込した契約者において、当社が受信したデータの指定日、合計件数および合計金額等の情報と、照合データの指定

日、合計件数、合計金額等の情報のいずれか一つでも不一致の場合、および照合識別コードがあらかじめ契約者から届けられたものと一致しないとき

第5条 免責事項

1. 利用規定第13条第7項に関し、以下の通り変更します。

依頼受付サービスによる取引依頼時に送信されるパスワード、ファイルアクセスキーと、届出のパスワード、ファイルアクセスキーの一致を確認して取扱いしました場合は、パスワード、ファイルアクセスキー等につき不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について当社は一切責任を負いません。また取引通知サービスによる取引照会時に送信されるパスワード、ファイルアクセスキー、口座番号と届出のパスワード、ファイルアクセスキー、口座番号の一致を確認して取扱いしました場合は、パスワード、ファイルアクセスキー等につき不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について当社は一切責任を負いません。暗証番号等の情報は、依頼人が厳格に管理するものとします。

2. 利用規定第13条第8項に関し、以下の通り変更します。

依頼受付サービスにおいて、依頼データまたは照合データのうちどちらか一方でも当社が受信を確認できない場合、または、あらかじめ照合データ利用を申込した契約者において、当社が受信した依頼データの、指定日、合計件数、合計金額等の情報と、照合データの指定日、合計件数、合計金額等の情報のいずれか一つでも不一致の場合、および照合識別コードがあらかじめ契約者から届けられたものと一致しない場合、当社は取扱いを行いません。また、このために取扱遅延、取扱不能等が発生しても、そのために生じた損害について当社は一切責任を負いません。

【VALUXに関する特約事項】

株式会社NTTデータの提供するVALUXに接続してビジネス伝送サービスを利用

する場合には、ビジネス伝送サービス利用規定(以下、「利用規定」といいます。)に加え、VALUXに関する特約事項(以下、「特約事項」といいます。)について確認し、同意したものとして取扱います。なお、特約事項に定めのない内容については、利用規定の内容が適用されるものとします。

第1条 依頼受付サービスにおける本人確認

利用規定第6条第2項およびその他契約書で定める「伝送内容連絡票」の送信は不要です。当社で受信したパスワード、ファイルアクセスキーが、あらかじめ契約者から届けられたものと一致したことをもって、当社は送信者を契約者とみなします。

第2条 依頼受付サービスにおける依頼内容の確定

利用規定第6条第3項およびその他契約書で定める「伝送内容連絡票」の送信は不要です。

契約者からの依頼データを当社が受信し、本特約事項第1条に定める本人確認の完了をもって、依頼内容が確定するものとします。

第3条 依頼受付サービスのお取扱いができない場合

利用規定第6条第10項(6)、(7)および(8)に定める依頼受付サービスのお取扱いができない場合に関し、以下の通り変更します。

- ・依頼データを受信確認できなかったとき

第4条 免責事項

1. 利用規定第13条第7項に関し、以下の定めのとりに変更します。

依頼受付サービスによる取引依頼時に送信されるパスワード、ファイルアクセスキーと、届出のパスワード、ファイルアクセスキーの一致を確認して取扱いしました場合は、パスワード、ファイルアクセスキー等につき不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について当社は一切責任を負いません。また、取引通知サービスによる取引照会時に送信されるパスワード、ファイルアクセスキー、口座番号と届出のパスワード、ファイルアクセスキー、口座番号の一致を確認して取扱いしました場合は、パス

ワード、ファイルアクセスキー等につき不正使用その他の事故があっても
そのために生じた損害について当社は一切責任を負いません。暗証番号等
の情報は、依頼人が厳格に管理するものとします。

2. 利用規定第13条第8項に関し、以下の定め通りに変更します。
依頼受付サービスにおいて、当社が依頼データの受信を確認できない場合、
当社は取扱いを行いません。また、このために取扱遅延、取扱不能等が発
生しても、そのために生じた損害について当社は一切責任を負いません。

以上